

第10回いすみ市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和6年9月9日（火） 午後3時00分

2 開催場所 いすみ市役所大原庁舎3階 301会議室

3 出席委員（11名）

1番 織本 幸一	2番 麻生 等	3番 吉田 良和
4番 高橋 奈緒美	5番 吉清 哲司	6番 鳥山 喜六
7番 岩瀬 俊哉	8番 萩田 賢	9番 松崎 秋夫
10番 福山 博久	11番 吉野 一夫	12番 吉野 一義

4 欠席委員（2名）

13番 中村 好男

5 提出議案

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 農用地利用集積等促進計画（案）について

その他

(開会 午後3時00分)

事務局 委員の皆様、本日はご苦労様です。

それでは、只今から令和6年第10回農業委員会総会を開会いたします。

はじめに、定数の確認をさせていただきます。

本日の欠席委員は、13番 中村委員1名であり、出席委員数は、委員総数13名中12名となっております。

よって、出席委員は過半数に達しておりますので、「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定により、本日の会議が成立いたしますことをご報告いたします。

それでは、開会に際しまして、織本会長よりご挨拶を申し上げます。

(織本会長：挨拶)

事務局 それでは「いすみ市農業委員会会議規則第4条」の規定により会長に議長をお願いいたします。

議長 審議に入る前に議事録署名人を指名させていただきます。

議席番号5番 吉清委員、議席番号10番 福山委員にお願いいたします。

それでは、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたしますが、番号7の案件が、会議規則第10条の議事参与の制限に該当しますので、はじめに番号1から番号6までをご審議いただき、その後に番号7についてのご審議をお願いいたします。

はじめに事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請案件番号1から番号6について説明いたします。

番号1、譲渡人理由は、耕作が困難なためです。

譲受人理由は、経営規模拡大ためです。日本ミツバチ用蜜源植物を計画しています。申請土地、松丸字東台 地目、畑、○○○○m²。

権利内容は売買による所有権移転。図面番号は1です。

番号2、譲渡人理由は、農地の管理が出来ないためです。

譲受人理由は、農業経営規模拡大の為です。水稻を計画しております。

申請土地、松丸字吹良 地目、田、○○○○m²、外○○筆、○○筆合計

〇〇〇〇m²。

権利内容は売買による所有権移転。図面番号は2です。

番号3、譲渡人譲受人理由は、農業経営主体変更に伴う生前一括贈与ためです。水稻、露地での季節野菜を計画しています。

申請土地、弥正字曲田 地目、田、〇〇〇〇m²、外〇〇筆、〇〇筆合計〇〇〇〇m²。

権利内容は贈与による所有権移転。図面番号は3です。

番号4、譲渡人理由は、遠方に居住し耕作出来ないためです。

譲受人理由は新規就農のためです。果樹と季節野菜を計画しています。

申請土地、岬町椎木字砂田 地目、畠、〇〇〇〇m²。

権利内容は売買による所有権移転。図面番号は4です。

番号5、譲渡人理由は、耕作出来ないためです。

譲受人理由は農業経営規模拡大のためです。水稻、季節野菜を計画しています。

申請土地、岬町中原字根田尻 地目、田、〇〇〇〇m²、外〇〇筆。〇〇筆合計〇〇〇〇m²。

権利内容は売買による所有権移転。図面番号は5と6です。

番号6、譲渡人理由は、離農のためです。

譲受人理由は農業経営規模拡大のためです。水稻を計画しています。

申請土地、岬町押日字三川 地目、田、〇〇〇〇m²、外〇〇筆、〇〇筆合計〇〇〇〇m²。

権利内容は売買による所有権移転。図面番号は7です。

以上番号1～番号6についての説明を終わりにいたします。

ご審議よろしくお願ひいたします。

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の補足説明に入ります。

番号1及び番号2について、8番 萩田委員の補足説明をお願いいたします。

萩田委員 8番 萩田です。番号1については、自宅近くの農地できれいにされているので、問題ないと思います。

番号2についても、自宅に隣接する農地で耕作されていて、問題ないと

思います。

よろしくお願ひします。

議長 番号3について、6番 鳥山委員の補足説明をお願いいたします。

鳥山委員 6番 鳥山です。弥正の土地ですが、現況水稻及び畑で栽培されていま
すので、特に問題はないと思います。

議長 番号4及び番号5について、3番 吉田委員の補足説明をお願いいたし
ます。

吉田委員 3番 吉田です。岬町椎木の現地ですが、果樹が管理されていましたが、
将来的に子供農園的なものをやりたいとのことでした。

番号5ですが、中原、和泉、江場土と広範囲ですが、申請者の話を聞き
ましたが、進入路がないため地元の方と協議して、今後の農家経営を健全
にしていただければなと思いました。

議長 番号6について、2番 麻生委員の補足説明をお願いいたします。

麻生委員 2番 麻生です。事務局の説明のとおりで、問題ないと思います。
よろしくお願ひします。

議長 担当委員の補足説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございま
せんか。

委員 なし。

議長 質疑ないようでございますので、原案のとおり決することにご異議ない
場合は挙手願います。

挙手全員でございます。

よって、議案第1号番号1から番号6については、原案のとおり可決さ
れました。

続きまして、議案第1号番号7の審議に移りますが、議事参与の制限に
より、2番 麻生委員はしばらくの間、退室をお願いいたします。

(麻生委員退室)

それでは、番号7について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請案件番号7について説
明いたします。

番号7、譲渡人理由は、耕作出来ないためです。

譲受人理由は新規就農のためです。水稻、サツマイモを計画しています。

申請土地、上布施字大木ノ台 地目、畠、〇〇〇〇平方メートル、外〇〇筆、〇〇筆合計〇〇〇〇平方メートル。

権利内容は売買による所有権移転。図面番号は8です。

以上番号7についての説明を終わりにいたします。

ご審議よろしくお願ひいたします。

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の補足説明に入ります。

11番 吉野一夫委員の補足説明をお願いいたします。

吉野委員 11番 吉野一夫です。相続人がなく耕作は新田野ライスファームに依頼していたが、東京から移住し、新規就農者される方が大規模に展開したいとのことで、特に問題はないと思います。

以上です。

議長 担当委員の補足説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 なし。

質疑ないようでございますので、原案のとおり決することにご異議ない場合は挙手願います。

挙手全員でございます。

よって、議案第1号番号7については、原案のとおり可決されました。

それでは、麻生委員の入室をお願いいたします。

続きまして、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

番号1、本件土地は深谷舟岡前の畠〇〇〇〇m²で、市役所夷隅庁舎の北側に位置します。図面番号9です。

申請地は市役所夷隅庁舎から500m以内に存する農地であることから、第2種農地であると考えられます。

譲受人は、幹線道路に面し、小中学校や夷隅庁舎等の公共施設に近く利

便性が高いことから、需要があると考え、建売住宅（○○○○m²）及びカーポート（○○○○m²）の建築を計画しました。

用水は市営水道。排水について、雨水は自然浸透、汚水及び雑排水は合併浄化槽で処理後、市道側溝に放流します。

権利内容は売買による所有権移転です。

全体の所要資金は○○○○万円で、自己資金にて賄います。

他法令の関係は、道路法について、道路占用許可済となっております。

番号2、本件土地は深堀御室の畠○○○○m²で、子山保育園の北側に位置します。図面番号10です。

申請地は西大原駅からおおむね500m以内に存する農地であることから、第2種農地であると考えられます。

譲受人は土木工事業を行う法人の役員であり、事務所及び既存の資材置場の隣接地を取得し、資材置場として自己の法人に貸し付ける計画です。

埋立ては行わず、整地のみ行います。

全体の所要資金は○○○○円で自己資金にて賄います。

番号3、本件土地は岬町和泉字馬子田の畠○○○○m²で志茂部落集会所の東側に位置します。図面番号11です。

申請地は、10ヘクタール以上の広がり内の農地である事から第一種農地と考えられ、原則として許可できませんが、周辺地域居住者の業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであることから例外的に許可できるものと考えます。

転用目的は、車庫（○○○○m²）及び事務所（○○○○m²）です。

譲受人は申請地の隣地に宅地及び居宅を所有しており、申請地へ譲受人の個人事業である中古販売車保管用の車庫及び事務所を新たに建設する計画です。

申請地は道路より低い土地のため、○○○cmの盛土をし、西と南の境界には土留めを設置します。

権利の内容は売買による所有権移転です。

用水は市営水道。排水について、雨水は自然浸透するとともに雨水排水升を設け、隣接居宅の配水水路へ合流させて、隣地へ雨水が溜まらないよ

うに配慮します。汚水及び雑排水は合併浄化槽を設け、隣接居宅の配水経路へ接続します。

全体の所要資金は〇〇〇〇円で自己資金にて貯う計画です。

他法令について、小規模埋立て条例について環境保全課に許可申請予定です。以上で説明を終わります。

ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の補足説明に入ります。

番号1について、6番 鳥山委員の補足説明をお願いいたします。

鳥山委員 6番 鳥山です。申請地は周辺が宅地化されておりますが、近接農地に弊害があるとは考えにくいと思われます。

特に問題はないと思います。

議長 番号2について、5番 吉清委員の補足説明をお願いいたします。

吉清委員 5番 吉清です。国道465号といすみ鉄道用地に挟まれた土地で、既に近接地は資材置き場になっていますので、特に問題はありません。
よろしくご審議お願いします。

議長 番号3について、3番 吉田委員の補足説明をお願いいたします。

吉田委員 3番 吉田です。現状は概ね畠ですが、三方道路と住宅に挟まれています。近隣住民と雨水の排水について、話し合いもついているようなので、特に問題はないと思います。

よろしくお願ひします。

議長 担当委員の補足説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 なし。

議長 質疑ないようでございますので、原案のとおり決することにご異議ない場合は挙手願います。挙手全員でございます。

よって、議案第2号については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第3号 農用地利用集積等促進計画（案）についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第3号、農用地利用集積等促進計画（案）につきまして、ご説明い

いたします。

農用地利用集積等促進計画（案）につきまして、農地中間管理事業の推進に関する法律、第19条第3項の規定により、農業委員会の意見聴取が定められております。

内容につきましては、議案書に記載のとおりでございます。

新規設定で使用貸借権2件、貸付者2名、借受者1名、畠、2,639m²でございます。

以上の計画（案）は、農地中間管理事業の推進に関する法律、第18条第5項各号に掲げる事項を満たしているものと考えます。

以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 なし。

議長 質疑ないようでございますので、原案のとおり決することにご異議ない場合は挙手願います。挙手全員でございます。

よって、議案第3号については、原案のとおり可決されました。

以上で提出された議案すべての審議が終了しました。

その他になりますが、何かありますでしょうか。

議長 他に何かありますでしょうか。

事務局 その他、農地の転用事実に関する照会に対する回答について、報告いたします。今回は8月31日までに回答済の10件について、議案書8ページから9ページに記載のとおり報告させていただきます。

以上で報告を終わります。

議長 他に何かありますでしょうか。

議長 他にないようでございますので、本日お諮りした議案すべてを終了しました。

以上をもちまして令和6年第10回いすみ市農業委員会総会を閉会とさせていただきます。慎重審議ありがとうございました。

(閉会 午後3時29分)

議事録署名人

議長

5番委員

10番委員